

国保の加入・喪失

手続きはお済みですか？

市国民健康保険（以下、国保）は職場の健康保険に加入していない人が加入する保険です。就職や退職などで加入する健康保険が変わった人は、国保の加入や喪失の手続きが必要です。

手続きはお早めに!!

加入 退職した人

会社を退職し健康保険を喪失した人は、国保加入の届け出が必要です。

※次のいずれかに該当する人は、国保に加入する必要はありません

- 退職した会社の健康保険の任意継続に加入
- 再就職などで、新しい職場の健康保険や共済組合に加入
- 家族の健康保険の被扶養者に認定
- 後期高齢者医療制度に加入
- 生活保護を受けている

【必要なもの】

健康保険の資格喪失証明書、マイナンバーが確認できるもの（通知カードなど）、顔写真付きの本人確認書類（免許証など）

加入の届け出が遅れると

- ①未加入期間の医療費は全額自己負担です
- ②保険料をさかのぼって納めなければなりません

国保の加入日は届け出日ではなく、直前まで加入していた健康保険の喪失日です。保険料も、資格を喪失した月まで（最大2年間）さかのぼって納めることに

なります。

なお、さかのぼって国保に加入すると、すでに支払った医療費のうち、自己負担分を除く金額（保険者負担分）を申請により療養費として給付します。（診察日の翌日から2年以内の医療費に限る）。

喪失 就職した人

国保に加入中で就職などにより他の健康保険に加入した人は、国保の喪失手続きが必要です（会社では手続きをしてくれませんが）。

【必要なもの】

新しくできた保険証（喪失する人全員分）、国保の保険証、マイナンバーが確認できるもの（通知カードなど）、顔写真付きの本人確認書類（免許証など）

喪失の届け出が遅れると

手続きをしないと国保に加入したままになってしまい、国保料の督促状が届いたり口座から国保料を引き落とされたりすることがあります。

※直接、手続き場所へ行くことが難しい場合は、ご相談ください

【手続き場所】

国保・年金課（市役所別館3階）、支所・出張所

国保・年金課 ☎948-6363・FAX 934-2631

ご存知ですか!? 個人市・県民税の特別徴収



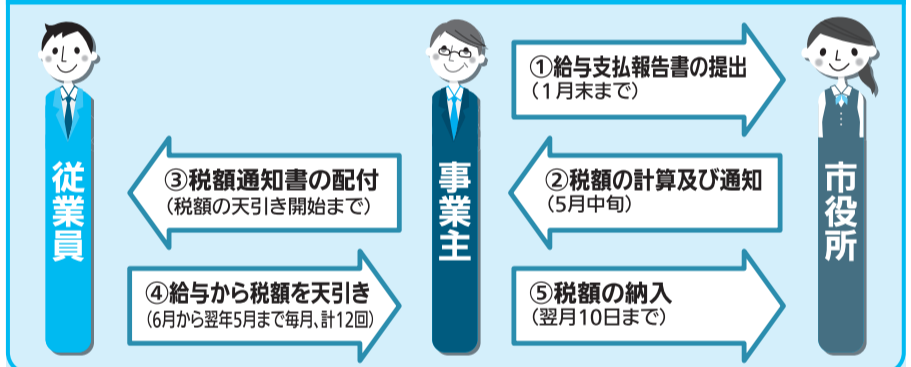
特別徴収（給与天引き）とは

給与の支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引き（特別徴収）して、翌月の10日までに市へ納入する制度です。※従業員には、パート、アルバイト、役員なども含まれます



給与天引きなので、納め忘れもなく安心です。

特別徴収の仕組み



特別徴収の完全実施に向けて取り組んでいます

事業主は原則、全ての従業員の個人市・県民税を特別徴収（給与天引き）しなければなりません。本市では、平成27年度から完全実施に向けて段階的に取り組んでいます。

29年度の強化対象は従業員3人以上の事業所

市内に居住の従業員（退職者などを除く）が3人以上の事業所には、特別徴収を実施します。※従業員数が2人以下であっても、県内他市町で特別徴収になる従業員がいる場合は、本市でも特別徴収の取り扱いとなります

特別徴収Q&A

- Q どうしても特別徴収になりますか？
A 地方税法で特別徴収することが義務付けられていますので、従業員個々の希望で普通徴収（個人が納付書や口座引き落としで納める方法）を選択することはできません。
- Q 特別徴収にするメリットは何ですか？
A 年12回に分けて給与から天引きされるため、年4回で個人が納める普通徴収に比べて1回あたりの負担が少なくなります。また、事業主にとっても所得税のような税額の計算をする手間はかかりません。
- Q 特別徴収に切り替える場合、従業員が手続きする必要はありますか？
A 手続きは、事業主が市へ届け出すため、従業員が直接手続きをする必要はありません。
- Q 2カ所以上で働いているのですが、どの勤務先から特別徴収されるのですか？
A 原則として、前年の給与収入額が大きい勤務先から特別徴収されますが、給与と支払報告書の内容や前年度の状況から、市がどの勤務先から特別徴収するかを決定します。
- Q 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたいので特別徴収はしたくないのですが？
A 給与所得にかかる個人市・県民税は、従業員の希望により普通徴収を選択することはできませんが、給与以外の所得にかかる個人市・県民税は、申告時に希望すると普通徴収で納付することもできます。

発行手数料が無料

マイナンバーカードの交付申請を

今ならマイナンバーカード（プラスチック製）の発行手数料が無料です。ぜひ申請をお願いします。

マイナンバーカードの申請方法

郵便のほか、パソコン、スマートフォン、まちなかの証明用写真機（対応機種のみ）で申請することができます。

※申請方法は <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/> を確認

まちかど講座およびカードの申請のお手伝い

市民の皆さんが集う場に市職員が伺い、マイナンバー制度のことを分かりや

すく説明する「笑顔のまつやままちかど講座」をご利用ください。希望があればこの講座の後に、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真の撮影など、申請のお手伝いをします。



図文書法制課 ☎948-6866・FAX 932-2408

笑顔de婚活 まつやま巡り愛プロジェクト

松山圏域 3市3町 共同開催

「笑顔のめぐり愛 親による婚活交流会」

☐平成29年1月14日(土)12時15分～15時

☑東京第一ホテル松山（南堀端町）

☑①子どもの身上書を基に婚活交流（お見合い）②マッチングを経てカップリング（引き合わせ）③後日「巡り愛キューピット（市認定ボランティア）」と親が同席のもと双方の子どもを引き合わせる



前回の親による婚活交流会の様子

☑20～45歳程度の独身の子どもをもつ親で下表の「○」に該当する人

☑男女の親各10組（抽選）

☑3,000円（両親で参加の場合は6,000円）

☑12月15日(木)（必着）。はがきまたはファクス・eメールで参加者（親）および子どもの住所、氏名、年齢、性別、電話番号、イベント名「親による婚活交流会」を〒790-0067大手町二丁目5-7 えひめ結婚支援センター ☎933-5596・FAX 947-4251・✉chuyo7@msc-ehime.jpへ ※申し込む前に子どもの同意を得てください

	対象者の住所要件 (対象市町：松山市、伊予市、東温市、久万高原町、砥部町、松前町)		親	
	対象市町在住	対象市町在住でない	対象市町在住	対象市町在住でない
子	対象市町在住	○	○	○
	対象市町在住でないが対象市町在勤	○	○	○
	在住・在勤いずれも対象市町でない	○	○	×

図保健福祉政策課 ☎948-6823・FAX 934-1832

図市民税課 ☎948-6290・FAX 934-1802